

広島県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八二号

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町大字油木字野田丸甲六二〇九 番一地从先から 神石郡神石高原町大字油木字野田丸甲六二〇九 番一地从先まで					
	二一・〇〇 三二・〇〇	二一・〇〇 三二・〇〇		二一〇・〇〇 二一〇・〇〇	
	二一・〇〇 六五・〇〇			二一〇・〇〇	拡幅